

短期入所療養介護(ユニット型)事業者自己点検シート

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法（別紙可）
			適	不適	
I 人員基準					
従業者の 員数	介護老人保健施設である場合				
	（医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士） 短期入所療養介護の利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において、法に規定される介護老人保健施設として必要とされる数以上となっていますか。	岐阜県条例 第77号 第175条 第1項第1号	☐	☐	
	介護療養型医療施設である場合				
	（医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士） 短期入所療養介護の利用者を当該介護療養型医療施設の利用者とみなした場合において、平成18年旧介護保険法に規定される介護療養型医療施設として必要とされる数以上となっていますか。	岐阜県条例 第77号 第175条 第1項第2号	☐	☐	
	療養病床（医療法第7条第2項第4号）を有する病院又は診療所である場合（介護療養型医療施設であるものを除く）				
	（医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士） 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数以上となっていますか。	岐阜県条例 第77号 第175条 第1項第3号	☐	☐	
診療所である場合（療養病床を有する病院又は診療所又は介護療養型医療施設であるものを除く）					
	① 短期入所療養介護を提供する病室に配置する看護職員及び介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっていますか。 ② 夜間においては、緊急連絡体制を整備するとともに、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していますか。	岐阜県条例 第77号 第175条 第1項第4号	☐	☐	
（注）事業所にある既存の「1日ごとの利用者数実績（前月1月分）」及び「勤務表（前月1月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別					
II 設備基準					
設備及び 備品等	介護老人保健施設である場合				
	法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備を有していますか。	岐阜県条例 第77号 第176条 第1項第1号	☐	☐	
	介護療養型医療施設である場合				
	平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備を有していますか。	岐阜県条例 第77号 第176条 第1項第2号	☐	☐	
療養病床（医療法第7条第2項第4号）を有する病院又は診療所である場合（介護療養型医療施設であるものを除く）					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法（別紙可）
			適	不適	
	平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備を有していますか。	岐阜県条例 第77号 第176条 第1項第3号	☐	☐	

Ⅲ 運営基準

内容及び 手続きの 説明・同意	利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項（※）について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意（書面による確認が望ましい）を得ていますか。 ※ 運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、虐待防止等の人権擁護の取組等	岐阜県条例 第77号 第139条 （準用）	☐	☐	
指定短期 入所療養 介護の開 始及び終 了	居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。	岐阜県条例 第77号 第140条第2項 （準用）	☐	☐	
提供拒否 の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	岐阜県条例 第77号 第10条 （準用）	☐	☐	
サービス 提供困難 時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	岐阜県条例 第77号 第11条 （準用）	☐	☐	
受給資格 等の確認	① 利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、認定有効期間を確認していますか。 ② 被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。	岐阜県条例 第77号 第12条 （準用）	☐	☐	
要介護認 定の申請 に係る援 助	① 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。 ② 利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ③ 遅くとも、利用者の要介護認定有効期間の満了日30日前には、要介護認定の更新申請が行われるよう、必要な援助を行っていますか。	岐阜県条例 第77号 第13条 （準用）	☐	☐	
心身の状 況等の把 握	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況の把握に努めていますか。	岐阜県条例 第77号 第14条 （準用）	☐	☐	
法定代理 受領サー ビスの提 供を受け るための 援助	利用者に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	岐阜県条例 第77号 第16条 （準用）	☐	☐	
居宅サー ビス計画 に沿った サービスの 提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	岐阜県条例 第77号 第17条 （準用）	☐	☐	
サービス の提供の 記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。	岐阜県条例 第77号 第20条 （準用）	☐	☐	
利用料等 の受領	(1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用負担分の支払を受けていますか。	岐阜県条例 第77号 第193条第1項	☐	☐	
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	岐阜県条例 第77号 第193条第2項	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法（別紙可）
				適	不適	
	(3)	上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けてはいませんか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 滞在に要する費用 ③ 特別な療養室の提供に伴う費用 ④ 特別な食事の提供に伴う費用 ⑤ 送迎に要する費用 ⑥ 理美容代 ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	岐阜県条例 第77号 第193条第3項	☐	☐	
	(4)	保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払いを受けていませんか。	岐阜県条例 第77号 第193条第4項	☐	☐	
	(5)	(3)の①～④に掲げる費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」によっていますか。	岐阜県条例 第77号 第193条第4項	☐	☐	
	(6)	(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ※ただし、①～④に掲げる費用にかかる同意については文書によります。	岐阜県条例 第77号 第193条第5項	☐	☐	
	(7)	利用者からサービスの提供に要した費用につき、支払いを受けたときは、領収証を交付していますか。	介護保険法 第48条第7項 (第41条第8項 準用)	☐	☐	
保険給付の請求のための証明書の交付		法定代理受領サービスではない、サービス提供に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	岐阜県条例 第77号 第22条 (準用)	☐	☐	
指定短期入所療養介護の取扱方針	(1)	利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助が行われていますか。	岐阜県条例 第77号 第194条 第1項	☐	☐	
	(2)	各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われていますか。	岐阜県条例 第77号 第194条 第2項	☐	☐	
	(3)	利用者のプライバシーの確保に配慮してサービス提供が行われていますか。	岐阜県条例 第77号 第194条 第3項			
	(4)	利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われていますか。	岐阜県条例 第77号 第194条 第4項			
	(5)	サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。	岐阜県条例 第77号 第194条 第5項	☐	☐	
	(6)	サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていませんか。	岐阜県条例 第77号 第194条 第6項	☐	☐	
	(7)	(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録していますか。	岐阜県条例 第77号 第194条 第7項	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法（別紙可）
				適	不適	
	(8)	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	岐阜県条例 第77号 第194条 第8項	☐	☐	
短期入所療養介護計画の作成	(1)	管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成していますか。	岐阜県条例 第77号 第180条 第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	短期入所療養介護計画は、居宅サービス計画に沿った内容となっていますか。また必要に応じて変更していますか。	岐阜県条例 第77号 第180条 第2項（準用）	☐	☐	
	(3)	短期入所療養介護計画書の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	岐阜県条例 第77号 第180条 第2項（準用）	☐	☐	
	(4)	短期入所療養介護計画書を利用者に交付していますか。	岐阜県条例 第77号 第180条 第2項（準用）	☐	☐	
	(5)	指定居宅介護支援事業者から短期入所療養介護計画書の提出の求めがあった際には、提供するよう努めていますか。	岐阜県居宅サービス等基準要綱	☐	☐	
診療の方針		（医師の診療について） ① 一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行われていますか。 ② 常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響に十分配慮して、心理的な効果をも上げることができるよう適切な指導を行っていますか。 ③ 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。 ④ 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行われていますか。 ⑤ 省令第148条第5号の厚生労働大臣が定めるもの（※）以外の特殊な療法又は新しい療法等を行っていますか。 ※療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第5に定める療法等 ⑥ 省令第148条第6号の厚生労働大臣が定める医薬品（※）以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方していませんか。 ※療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第6に定める医薬品等 ⑦ 利用者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じていますか。	岐阜県条例 第77号 第181条 （準用）	☐	☐	
機能訓練		利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行っていますか。	岐阜県条例 第77号 第182条 （準用）	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法（別紙可）
				適	不適	
看護及び 医学的管理の下 における介護	(1)	各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われていますか。	岐阜県条例 第77号 第195条 第1項	☐	☐	
	(2)	利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。	岐阜県条例 第77号 第195条 第2項			
	(3)	入居者が身体の清潔の維持、精神的に快適に生活できるよう、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしていますか。また、入浴の実施にあたっては、事前に健康管理を行っていますか。	岐阜県条例 第77号 第195条 第3項	☐	☐	
	(4)	利用者の心身の状況に応じ、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。	岐阜県条例 第77号 第195条 第4項	☐	☐	
	(5)	おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。おむつ交換は、利用者の排せつ状況を踏まえて実施していますか。	岐阜県条例 第77号 第195条 第5項	☐	☐	
	(6)	上記(1)から(5)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行っていますか。	岐阜県条例 第77号 第195条 第6項	☐	☐	
	(7)	利用者に対して、利用者の負担により、当該事業者の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせていませんか。	岐阜県条例 第77号 第195条 第7項	☐	☐	
食事	(1)	栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。	岐阜県条例 第77号 第196条 第1項	☐	☐	
	(2)	利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。	岐阜県条例 第77号 第196条 第2項			
	(3)	利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。	岐阜県条例 第77号 第196条 第3項			
	(4)	利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。	岐阜県条例 第77号 第196条 第4項	☐	☐	
その他の サービス	(1)	利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。	岐阜県条例 第77号 第197条 第1項	☐	☐	
	(2)	常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。	岐阜県条例 第77号 第197条 第2項	☐	☐	
利用者に 関する市 町村への 通知		利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ① サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ② 偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	岐阜県条例 第77号 第26条（準用）	☐	☐	
管理者の 業務	(1)	管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	岐阜県条例 第77号 第52条 第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	管理者は、施設の従業者に、基準条例の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行っていますか。	岐阜県条例 第77号 第52条 第2項（準用）	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法（別紙可）
				適	不適	
運営規程		以下の事項を運営規程に定めていますか。 ☐ 施設の目的及び運営の方針 ☐ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ☐ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ☐ 通常の送迎の実施地域 ☐ 施設利用に当たっての留意事項 ☐ 非常災害対策 ☐ 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 ☐ 苦情を処理するために講ずる措置の概要 ☐ その他運営に関する重要事項	岐阜県条例 第77号 第198条	☐	☐	
勤務体制の確保等	(1)	施設ごとに原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。	岐阜県条例 第77号 第199条 第1項	☐	☐	
	(2)	①昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。 ②夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置していますか。 ③ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していますか。	岐阜県条例 第77号 第199条 第2項	☐	☐	
	(3)	当該施設の従業者等によってサービスを提供していますか。 （調理洗濯等、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託も可能。）	岐阜県条例 第77号 第199条 第3項			
	(4)	従業者が、資質向上のための研修に参加する機会を、計画的に確保していますか。	岐阜県条例 第77号 第199条 第4項	☐	☐	
定員の遵守		下記に定める利用者の数を超えてサービスの提供を行っていませんか。（災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。） ①ユニット型介護老人保険施設の場合 利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数 ②ユニット型指定介護療養型医療施設の場合 利用者を当該介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数	岐阜県条例 第77号 第200条	☐	☐	
非常災害対策		① 非常災害に関する具体的計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立てていますか。 ② 地域の消防機関へ通報する体制はとれていますか。また、災害時に消火・避難等に協力してもらえるよう、日頃から地域の消防団や地域住民との関係づくりが行われていますか。 ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	岐阜県条例 第77号 第100条 （準用）	☐	☐	
衛生管理等	(1)	① 利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努めていますか。 ② 医薬品及び医療機器の管理は適切に行われていますか。	岐阜県条例 第77号 第132条 第1項（準用）	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法（別紙可）
				適	不適	
	(2)	感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか。	岐阜県条例 第77号 第132条 第2項（準用）	☐	☐	
掲示	(1)	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要や、従業員の勤務の体制、利用料その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	岐阜県条例 第77号 第32条 第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	前記の重要事項について、ホームページに掲載する等、周知に努めていますか。	岐阜県条例 第77号 第32条 第2項（準用）	☐	☐	
秘密保持等	(1)	従業員又は当該施設の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	岐阜県条例 第77号 第33条 第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	居宅介護支援事業者等に対して利用者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）	岐阜県条例 第77号 第33条 第2項（準用）	☐	☐	
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止		居宅介護支援事業者又はその従業員に対して、被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 また、居宅介護支援事業者又はその事業者から、施設の退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の收受をしていませんか。	岐阜県条例 第77号 第35条 （準用）	☐	☐	
苦情処理	(1)	①苦情相談に対し、迅速かつ適切に対応していますか。 ②相談窓口や苦情処理の手順について、重要事項説明書等に記載するとともに、施設に掲示されていますか。 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：	岐阜県条例 第77号 第36条 第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	苦情相談の記録を行っていますか。 苦情相談記録は5年間保存されていますか。	岐阜県条例 第77号 第36条 第2項（準用）	☐	☐	
	(3)	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。	岐阜県条例 第77号 第36条 第2項（準用）	☐	☐	
	(4)	提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。	岐阜県条例 第77号 第36条 第3項（準用）	☐	☐	
	(5)	利用者からの苦情に関して国保連が行なう法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国保連から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	岐阜県条例 第77号 第37条 第5項（準用）	☐	☐	
	(6)	市町村又は国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村又は国保連に報告していますか。	岐阜県条例 第77号 第37条 第4・6項 （準用）	☐	☐	
地域等との連携	(1)	地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。	岐阜県条例 第77号 第153条 （準用）	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法（別紙可）
				適	不適	
事故発生時の対応	(1)	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、県、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 →事故事例の有無： 有 ・ 無	岐阜県条例 第77号 第38条 第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	上記の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	岐阜県条例 第77号 第38条 第2項（準用）	☐	☐	
	(3)	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。 →損害賠償保険への加入： 有 ・ 無	岐阜県条例 第77号 第38条 第3項（準用）	☐	☐	
	(4)	事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	岐阜県条例 第77号 第38条 第1項（準用）	☐	☐	
会計の区分		他の事業との会計を区分していますか。	岐阜県条例 第77号 第39条	☐	☐	
記録の整備	(1)	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	岐阜県条例 第77号 第188条 第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	利用者に対するサービスの提供に関する以下の記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存していますか。 ① 短期入所療養介護計画 ② 具体的なサービスの内容等の記録 ③ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 利用者に関する市町村への通知に係る記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	岐阜県条例 第77号 第188条 第2項（準用）	☐	☐	
虐待防止		（高齢者虐待の防止） 利用者の人格を尊重し、利用者のため忠実にその職務を遂行していますか。 ※身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待等虐待行為が行われていないこと。 ※高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、利用者及びその家族からの苦情の処理体制の整備等の措置が講じられていること。	法 第88条 第6項	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法（別紙可）
			適	不適	
Ⅳ 変更の届出等					
	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内（廃止、休止は1月前）に、その旨を都道府県知事に届け出ていますか。 （届出が必要な変更事項） ① 事業所の名称及び所在地 ② 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 開設者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る） ④ 本体施設の種類の別 ⑤ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑥ 入院患者又は入所者の定員 ⑥ 管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑦ 運営規程 ⑧ 介護サービス費の請求に関する事項 ⑨ 役員の氏名、生年月日及び住所	法 第75条 施行規則 第131条	☐	☐	